

令和3年8月6日

学生各位

学生担当副学長
太田 圭

まん延防止等重点措置の適用に伴う課外活動の 自粛について(要請)

茨城県が8月8日から「まん延防止等重点措置」の適用とされ、対象区域につくば市が指定されたことに伴い、本学では8月4日付で発出した課外活動に関する自粛要請の内容を、8月8日からは以下のとおり変更します。

なお、国内でも主流になっている新型コロナウイルスの「デルタ株」については、エアロゾルで感染する恐れがありますので、十分にご注意ください。

※網掛け部分が8月4日付副学長通知からの変更箇所。

1. 自粛を要請する期間 : 8月8日から8月31日まで

※茨城県により期間が延長された場合は、本要請も延長する。

2. 自粛を要請する活動 : つくば市外における団体活動

ただし、つくば市内における団体活動であっても、市外からの学外者と接する活動は自粛。

3. 特例措置の対象の活動

以下の①又は②に該当する活動で、真に必要性があると認められる活動に限り許可します。

なお、本学の「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応指針」及び「筑波大学課外活動における団体活動開始ガイドライン」を踏まえ、「自分が感染しない」「他の人に感染させない」という視点で十分な対策を行うこと、特に、合宿先の地域での感染を広げないよう十分に配慮の上、活動してください。

①学外団体が感染防止対策に責任を持って開催する大会等への参加(公式戦・各種大会等)

*「学生団体学外行事届」を提出すること。なお、宿泊を伴う場合は、「筑波大学課外活動における団体活動開始ガイドライン」及び「課外活動制限下における団体活動に関する申合せ」に基づく特例申請による許可が必要。

②大会が近い(9月、10月)など、真に必要性があると認められる活動(強化合宿等)

*上記①の「宿泊を伴う場合」の特例申請の書類に加え、別紙の「特例措置の必要理由書」を提出し、許可された場合に限る。

(特例措置の許可の条件)

- ・参加者は、出発前の1週間以内にPCR検査又は抗原定量検査を受検し、全員が陰性であること
- ・合宿等の期間が1週間を超える場合は、1週間に1度PCR検査又は抗原定量検査を行うこと
- ・顧問教員等の責任教員が全行程随行すること
- ・緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が発令されていない地域での活動に限ること
- ・受け入れ施設等(宿泊施設含む)に了承を得ていること
- ・他の団体・個人との交流がないこと

※茨城県からの要請(R3. 8.5付)

○部活動の制限

・他校との練習試合・合宿等は自粛

(市町村立学校・私立学校・大学等にも、同様の内容を要請

※他の要請については [\(茨城県\) 国からのまん延防止等重点措置の適用等について \(8月5日\)](#) 参照。

今後、国から緊急事態宣言が発出された場合は、見直しを行います。

[参考]

○[「筑波大学課外活動における団体活動開始ガイドライン」](#)

○[「課外活動制限下における団体活動に関する申合せ」](#)

担当：学生部学生生活課課外教育担当

Tel：029-853-2248、2247

E-mail：gk-kagai@un.tsukuba.ac.jp

(特例措置の許可の条件)

- ・参加者は、出発前の1週間以内にPCR検査又は抗原定量検査を受検し、全員が陰性であること
- ・合宿等の期間が1週間を超える場合は、1週間に1度PCR検査又は抗原定量検査を行うこと
- ・緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が発令されていない地域での活動に限ること
- ・受け入れ施設等（宿泊施設含む）に了承を得ていること
- ・他の団体・個人との交流がないこと

学生担当副学長 殿

特例措置の必要理由書

申請団体名： _____

活 動 名： _____

活 動 期 間： _____

1. 活動を必要とする理由

※学生のキャリア向上に資することが大であること、自粛要請期間においてもその活動が必要であること、当該目的地でなければ行えない活動であること等を記載。

2. 体調不良者発生時の対応方法

※活動中に体調不良者が発生した場合の対応方法及び最寄りの医療機関等を記載。

3. 活動期間中に、活動区域内に緊急事態宣言が発令された場合の対応

※発令後は活動を中止し、筑波大学へ戻る等の対応を記載。

この活動については、制限下にあってもなお必要なものであり、実施にあたっては、顧問教員等である私が責任を持ち、感染拡大防止並びに参加者の安全確保に努めます。

令和 年 月 日

顧問教員氏名： ○○ ○○